

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
【本編】 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】 Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】 (1) 基本的考え方 農中は、農中法第 72 条第 1 項第 12 号に掲げる会社（一定の業務高度化等会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 (注 1) 他業業務高度化等会社が新規に業務等を行う場合は、認可 <u>当時に付している条件も踏まえ、以下の点に留意すること。</u> ① <u>認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することとしているか。なお、認可</u>	【本編】 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】 Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】 (1) 基本的考え方 農中は、農中法第 72 条第 1 項第 12 号に掲げる会社（一定の業務高度化等会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 (新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合かを判断するにあたっては、例えば「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類の粒度を目安とすることが考えられる。</u> ② <u>①以外の場合については、新規に行う業務や変更後の業務の内容、当該業務を行うにあたり農中が出資する額、当該業務が開始されても農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められる理由等について、新規の業務等の開始した日から 30 日以内に当局へ報告することとしているか。</u> <u>なお、②の場合であっても、農中は、他業業務高度化等会社が、新規の業務等を行うにあたって、農中法施行規則第 100 条の 2 第 2 項の基準に引き続き適合することを自ら挙証する体制を整備する必要があること。</u> <u>※ 一定の業務高度化等会社が営むことができる業務の範囲で、一定の業務高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとする。</u> (注 2) 農中法改正(令和 3 年 11 月施行)により、他業業務高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業業務高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。	(注 1) 農中法改正(令和 3 年 11 月施行)により、他業業務高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業業務高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
(注3) 他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体をはじめとした農中グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び監督指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。 ※1 ここで言う「実証実験」とは、他業業務高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業業務高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、農中本体や農中のグループ会社等において、当該他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、農中は、実施しようとする実証実験が、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。 ※2 一定の業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体や農中のグループ会社等において行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。 (2)～(4) (略) Ⅲ－４－16 暗号資産に関する留意事項【共通】	(注2) 他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体をはじめとした農中グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び監督指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。 ※1 ここで言う「実証実験」とは、他業業務高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業業務高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、農中本体や農中のグループ会社等において、当該他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、農中は、実施しようとする実証実験が、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。 ※2 一定の業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体や農中のグループ会社等において行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。 (2)～(4) (略) Ⅲ－４－16 暗号資産に関する留意事項【共通】

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ－４－１６－２ 主な着眼点 グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、信用事業命令第14条の8第2項及び第14条の9第2項又は農中法施行規則第70条の3第2項及び第70条の4第2項に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 (1)～(4) (略) Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－２ 許可申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅳ－３－２－１－２－２ 許可申請書の記載事項【組合】 許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式6－1及び6－2 (1)～(3) (略) (4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(準用銀行法第52条の37第1項第5号) 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する<u>日本標準産業分類</u>に掲げる中分類(大分類J－金融業、保険業に属する場合にあつては細分類)に則って記載されているかを確認する。	Ⅲ－４－１６－２ 主な着眼点 グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、信用事業命令第14条の7及び同条の8又は農中法施行規則第70条の2及び同条の3に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 (1)～(4) (略) Ⅳ 特定信用事業代理業 Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点 Ⅳ－３－２－１－２ 許可申請書の受理に当たっての留意事項 Ⅳ－３－２－１－２－２ 許可申請書の記載事項【組合】 許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (参考) 様式・参考資料編 様式6－1及び6－2 (1)～(3) (略) (4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(準用銀行法第52条の37第1項第5号) 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件</u>」

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
【様式・参考資料編】 子会社の名称（住所）変更 別紙様式 3－2 1 年 月 日 財務（支）局長 ○○○○ 殿 （金融庁長官 ○○○○ 殿） 農林水産大臣 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 殿 所在地 系統金融機関名 代表理事名 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子会社○○の名称（住所）変更に係る届出書 子会社○○の { 名称 住所 } を変更いたしましたので、農業協同組合法	（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）に則って記載されているかを確認する。 【様式・参考資料編】 子会社の名称（住所）変更 別紙様式 3－2 1 年 月 日 財務（支）局長 ○○○○ 殿 （金融庁長官 ○○○○ 殿） 農林水産大臣 ○○○○ 殿 都道府県知事 ○○○○ 殿 所在地 系統金融機関名 代表理事名 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子会社○○の名称（住所）変更に係る届出書 子会社○○の { 名称 住所 } を変更いたしましたので、農業協同組合法

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後		現 行	
施行規則第 231 条第 1 項第 2 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 6 号、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 18 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。		施行規則第 231 条第 1 項第 2 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 6 号、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 18 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	
記		記	
現 名 称		現 名 称	
現 住 所		現 住 所	
新 名 称 又 は 新 住 所		新 名 称 又 は 新 住 所	
会 社 の 状 況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)	会 社 の 状 況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
株 主 構 成		株 主 構 成	
取締役及び監査役の 役職及び氏名（注）		取締役及び監査役の 役職及び氏名（注）	
従 業 員 数		従 業 員 数	
事 業 内 容		事 業 内 容	
変 更 日	年 月 日（ ）	変 更 予 定 日	年 月 日（ ）
（注）当該系統金融機関出身役員の場合には、その旨記載のこと。		（注）当該系統金融機関出身役員の場合には、その旨記載のこと。	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
○ (注) 記載要領 子会社の住所の変更の場合は、本様式を準用すること 委託契約書（再委託契約書）の変更 別紙様式 6－8 年 月 日 財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 委託契約書の変更届出書 特定信用事業代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記	○ (注) 記載要領 子会社の住所の変更の場合は、本様式を準用すること 委託契約書（再委託契約書）の変更 別紙様式 6－8 年 月 日 財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 委託契約書の変更届出書 特定信用事業代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後			現 行		
変 更 事 項	変 更 後		変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前			変 更 前	
変 更 日		年 月 日 ()	変 更 日		年 月 日 ()
理 由			理 由		
(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書(写)を添付すること 委託契約書(再委託契約書)の変更 別紙様式7-8 年 月 日 財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 委託契約書の変更届出書 農林中央金庫代理業に係る委託契約書(再委託契約書)を変更しましたので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用			(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書(写)を添付すること 委託契約書(再委託契約書)の変更 別紙様式7-8 年 月 日 財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿 住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 委託契約書の変更届出書 農林中央金庫代理業に係る委託契約書(再委託契約書)を変更しましたので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用		

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後			現 行		
する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。			する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。		
記			記		
変 更 事 項	変 更 後		変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前			変 更 前	
変 更 日		年 月 日 ()	変 更 日		年 月 日 ()
理 由			理 由		
(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること			(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること		

附 則

この通知の改正は、令和 7 年 3 月 7 日から適用する。